

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3140号)

令和6年12月23日

横情審答申第3140号

令和6年12月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年3月31日健介事第1321号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「事業所ヒアリング記録（特定年月日1 特定事業所分）」外10件の一
部開示決定及び「・1. 特定年月日2提出の特定事業所（以下事業者とい
う）に対する「苦情を申し立て」について ③担当課内での会議録 ・2.
特定月日1、特定月日2、特定月日3、特定月日4、特定月日5、特定月
日6の担当課職員（特定職員A、特定職員B、特定職員C）の出席会議録
（特に出欠状況）」外2件の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表 1 に示す文書 1 から文書 37 までを一部開示とした決定のうち、別表 3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

また、別表 1 に示す文書 38-1 から文書 40 までを非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 1 月 20 日付で行った、別表 1 に示す文書 1 から文書 37 まで（以下「本件審査請求文書 1」という。）の一部開示決定及び別表 1 に示す文書 38-1 から文書 40 まで（以下「本件審査請求文書 2」という。本件審査請求文書 1 及び本件審査請求文書 2 を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（これらの決定を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

- (1) 本件審査請求文書 1 については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号ア、第 4 号及び第 6 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

利用者、公法人職員、社会福祉士、嘱託員、法人担当者、貸主及び従業員の氏名、利用者の住所、利用者の住所が推測される情報、職員番号、電話番号、生年月日、個人の印影、写真上の個人の顔並びに資格者証に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

また、心身に対する情報、意見及び休暇・職免・振替等の種別については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当し、非開示とした。

イ 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

地域密着型通所介護事業所の運営情報、法人の定款本文、賃貸借契約書本文、労働条件、就業規則、法人決算報告書並びに口座情報及び振込先情報は、法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより、その事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

また、仲介業者名及び住所については、法人が事業活動の過程で自ら開拓して得た取引先に係る情報であり、公にすることにより、その事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

ウ 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

法人の代表者印の印影、鍵穴の写真並びに口座情報及び振込先情報については、公にすることにより、財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

エ 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

事業所への任意のヒアリングの内容については、公にすることにより、事業者から利用者との具体的なやり取りや率直な意見を聞き取ることが困難になる等、今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

また、組織内部アドレスについては、限られた相手方との連絡のみに使用されており、公にすることにより、連絡に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

川崎市の指導方針については、事業者に指導の傾向を把握され、今後の川崎市の介護保険法（平成9年法律第123号）に係る指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

- (2) 本件審査請求文書2については、旧条例第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その

理由は次のように要約される。

ア 文書38-1及び文書38-2については、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

イ 文書39については、いずれの職員も出張をしていないことから作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

ウ 文書40については、非開示決定通知書別添の「地域密着型通所介護の創設について（通知）」（平成28年2月15日健介事第940号。以下「別添通知」という。）のとおり、特定事業所は新たな指定申請が不要であることから、取得しておらず保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全ての開示を求める。
- (2) 実施機関は、旧条例に基づく弁明をしているが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく判断がされるべきである。
- (3) 本件の問題は社会保障制度に関するものであり、全国民の生活に関わるため、公益上の観点から、裁量的開示が行われる必要がある。
- (4) 個人情報と判断できないものまで非開示とされ、個人情報保護の域を超えた扱いがされている。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 介護サービス事業所への指導等に係る事務について

健康福祉局介護事業指導課（以下「指導課」という。）では、介護保険法等に基づき、介護サービス事業所等に係る指定、指導、改善命令等の事務を行っており、利用者等からの苦情や相談があった場合には、調査の上、事業者に対し必要

な助言及び指導を行うことで、介護サービスの質の確保を図っている。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、特定事業所への指導等に係る行政文書である。

イ 文書1は、特定利用者からの苦情（以下「本件苦情」という。）に関し、指導課が特定事業所に対して行ったヒアリングの記録であり、その日時、出席者、特定利用者の住所が推測される情報を含む聞き取り内容等が記載されている。

ウ 文書2-1から文書2-4までは、本件苦情に関する指導課と川崎市とのやり取りの記録であり、日時、川崎市の担当者、特定利用者の情報、事業所運営情報、川崎市の指導方針等が記載されている。

エ 文書3は、川崎市が特定事業所宛に発出した通知文の案及びその別紙の改善指示書であり、通知文には提出が必要な報告書類等が、改善指示書には改善を要する事項、その根拠法令等が記載されている。

オ 文書4-1から文書7までは、本件苦情に係る特定利用者と指導課とのやり取りの記録並びに特定利用者が提出した苦情申出書及びその添付資料であり、特定利用者の来庁日時、氏名、住所、住所が推測される情報、電話番号及び心身に係る情報、苦情の内容、経緯等が記載されている。

カ 文書8は、指導課が健康福祉局総務課への本件事案の説明に用いた文書であり、利用者の氏名及び住所が推測される情報を含む経過概略、今後の展開に係る説明等が記載されている。

キ 文書9は、指導課が作成した本件苦情に係る法律相談シートであり、組織内部アドレス、相談のポイント、事案の概要等が記載されている。

ク 文書10は、指導課の特定職員3名の令和3年10月及び11月の出退勤管理簿であり、それぞれの出勤・退勤時刻、超過勤務時間、出張記録等が記載されている。

ケ 文書11は、特定事業所の運営法人が提出した横浜市指定居宅介護サービス事業者指定申請書の受付管理票であり、受付担当者、当該法人の担当者の氏名及び電話番号等が記載されている。

コ 文書12は当該指定申請書、文書13から文書37まではその添付資料であり、法人の代表者印、法人代表者の生年月日等が記載されている。

サ 文書38-1及び文書38-2は、開示請求書の記載から、本件苦情に係る指導課での会議並びに特定職員3名が特定月日1、特定月日2、特定月日3、特定月日4、特定月日5及び特定月日6に出席した会議の会議録及び出席が確認できる文書と解される。

シ 文書39は、開示請求書の記載から、特定職員3名の上記サで記載した日の出張記録が分かる出張命令簿と解される。

ス 文書40は、開示請求書の記載から、特定事業所が地域密着型通所介護事業所としての開設に当たり提出する申請書と解される。

セ 実施機関は、本件審査請求文書1のうち別表2で示す非開示部分1から非開示部分22までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分23から非開示部分28までを同項第3号アに、非開示部分29及び非開示部分30を同項第4号に、非開示部分31を同項第3号ア及び同項第4号に、非開示部分32から非開示部分34までを同項第6号に該当するとして非開示としている。また、本件審査請求文書2を保有していないとして非開示としている。

当審査会では、本件審査請求文書1を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1は特定利用者の介護保険の保険者である市町村名及びそれが分

かる情報、非開示部分4は特定利用者の特定事業所の利用状況に関する情報である。これらの情報は、個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することはできるとはいえず、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、本号本文に該当しない。

ウ 非開示部分2、非開示部分3、非開示部分5から非開示部分8まで及び非開示部分10から非開示部分22までは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

エ 非開示部分9は、特定職員3名が取得した休暇や職免等の種別であり、その人格と密接に関連する情報である。これらの情報は、個人の権利行使等に係る情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分23には、特定事業所による特定利用者への対応に係る内容が記載されている。当該記載からは、対応の概括的な内容を読み取ることができるに過ぎず、これを公にすることにより、特定事業所の事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。

ウ 非開示部分24は、特定事業所の運営法人の定款であり、このうち登記簿記載事項に係る部分については、法人の登記は何人でも閲覧できることから、公にすることにより、当該運営法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

他方、それ以外の部分は、公にされていない当該運営法人の組織・経営の方針等に係る内部情報であって、公にすることにより、その事業活動が損なわれるおそれがあるとも認められるため、本号アに該当する。

エ 非開示部分25は、建物賃貸借契約書に記載された仲介業者の情報及び契約条項である。これらの事項は、事業者の自由な判断によって決定され、通常、第三者は知り得ないものであるため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

オ 非開示部分26及び非開示部分27は、特定事業所の運営法人の就業規則及びその従業員との労働契約書の条項である。これらの情報は、その労務管理等の組織運営に関わる情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

カ 非開示部分28は特定事業所の運営法人の売上高や役員報酬の金額等、非開示部分31はその口座情報である。これらの情報は、当該法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

(6) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分29は、法人代表者印の印影であり、公にすることにより、偽造されるなどしてその財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

ウ 非開示部分30は、特定事業所内のロッカーの鍵穴の写真であるが、これだけでは、不正に合鍵が作製されるなど、公にすることにより、財産権が侵害されるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

エ 非開示部分31については、上記(5)カのとおり旧条例第7条第2項第3号アに該当するため、本号該当性については判断しないこととする。

(7) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

があるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 非開示部分32は、特定事業所の協力により行われたヒアリングの内容に係る記載であり、このうち、実施機関から特定事業所に伝達した一般的な注意事項については、公にすることにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。

他方、それ以外の部分については、公にすることにより、今後同種のヒアリングに協力することを求められた事業者等が、事実をありのままに話すことをためらい、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

ウ 非開示部分33は、本件苦情についての川崎市の対応方針に係る記載であり、通常公にされない個別の対応に関する情報であって、公にすることにより、事業者等との信頼関係が損なわれ、その指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

エ 非開示部分34は、組織内部アドレスであり、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

(8) 本件審査請求文書2の不存在について

ア 本件審査請求文書2の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 文書38-1及び文書38-2について、担当者間の日常的又は定型的な情報共有のための会議であったことから、会議録を残す必要はなく、作成していなかった。また、探索したところ、会議の内容を記載した文書も確認できなかったため、これらの文書は、保有していない。

(イ) 文書39について、特定職員3名は出張をしていないので、作成しておらず、保有していない。横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条では、「職員は、出張を必要とするときは・・・決裁を受けなければならない。」とされており、決裁を受けると出退勤管理簿に出張に係る時間が記録されるが、指定された日にそのような記録はない。

(ウ) 文書40について、別添通知では、地域密着型通所介護事業所の開設に係る

指定申請書の提出が不要な事業所が挙げられているが、特定事業者はこれに当たることから、取得しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書38-1及び文書38-2について、情報共有のための会議であっても、事項によっては文書で内容を残しておく必要があるとも考えられるので、会議録を残す必要がなかったとの説明には、疑問がないではない。しかし、それらの存在を推認させる事情も認められず、実施機関の説明が不自然、不合理なものであるとまではいえない。

(イ) 文書39について、当審査会において文書10を確認したところ、出張をした日にはその時間が記録されているが、指定された日にはその記録がないことが認められたので、実施機関の説明は首肯でき、また、他にその存在を推認させる事情も認められない。

(ウ) 文書40について、当審査会で別添通知を確認したところ、特定事業所はみなし指定の対象であり、指定申請書の提出が不要であることから、実施機関の説明は首肯でき、また、他にその存在を推認させる事情も認められない。したがって、本件審査請求文書2を作成も取得もしておらず保有していないとの実施機関の説明は首肯できる。

(9) 審査請求人のその他の主張は、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(10) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書1を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

また、本件審査請求文書2を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 審査請求文書

審査請求文書	
文書1	事業所ヒアリング記録（特定年月日1 特定事業所分）
文書2-1	川崎市との経過記録（特定事業所分）（特定年月日3）
文書2-2	川崎市との経過記録（特定事業所分）（特定年月日4）
文書2-3	川崎市との経過記録（特定事業所分）（特定年月日5）
文書2-4	川崎市との経過記録（特定事業所分）（特定年月日6）
文書3	川崎市発出結果通知（介護保険法第23条に基づく指導の結果について（通知））
文書4-1	経過記録（特定年月日7）
文書4-2	経過記録（特定年月日8）
文書4-3	経過記録（特定年月日9【施行】回答文）
文書4-4	経過記録（特定年月日10）
文書4-5	経過記録（特定年月日11来庁記録）
文書4-6	経過記録（特定年月日12）
文書4-7	経過記録（特定年月日13来庁記録）
文書5	特定年月日2 来庁記録
文書6	特定年月日2 苦情申立別紙（特定事業所との契約とその後の経緯について）
文書7	特定年月日2 提出資料（特定事業所苦情申出関連）
文書8	地域密着通所事業所の送迎未実施等について（総務課共有資料 特定年月日9）
文書9	法律相談シート
文書10	横浜市職員の出勤時刻管理簿 全3件
文書11	介護保険事業者 指定申請受付管理票
文書12	指定居宅サービス事業者指定申請書
文書13	特定事業所の運営法人定款
文書14	履歴事項全部証明書及び参考様式
文書15	建物賃貸借契約書

文書16	通所介護事業者の指定に係る記載事項
文書17	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
文書18	介護福祉士登録証、理学療法士免許証及び看護師免許証
文書19	労働条件通知書及び雇用契約書
文書20	特定事業所の運営法人 パートタイム就業規則
文書21	事業所の管理者経歴書
文書22	建築物等に係る関係法令確認書
文書23	特定事業所の写真
文書24	特定事業所運営規程
文書25	決算報告書
文書26	預金通帳
文書27	法人代表者等誓約書
文書28	指定通所介護事業所管理者誓約書
文書29	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
文書30	平成26年度通所介護事業所における事業所規模点検書
文書31	小規模型、通常規模型、大規模型（Ⅰ）（Ⅱ）事業所チェック表及び誓約書
文書32	個別機能訓練加算（Ⅰ）チェック表及び誓約書
文書33	個別機能訓練加算（Ⅱ）チェック表及び誓約書
文書34	運動器機能向上加算チェック表及び誓約書
文書35	介護職員処遇改善加算チェック表及び誓約書
文書36	介護職員処遇改善加算変更届出書
文書37	キャリアパス要件等届出書（平成26年度分）
文書38－1	特定年月日2提出の特定事業所に対する「苦情申し立て」について ③ 担当課内での会議録
文書38－2	特定月日1、特定月日2、特定月日3、特定月日4、特定月日5及び特定月日6の担当課職員（特定職員A、特定職員B、特定職員C）の出席会議録
文書39	特定月日1、特定月日2、特定月日3、特定月日4、特定月日5及び特定月日6の担当課職員（特定職員A、特定職員B、特定職員C）の出張命令簿
文書40	事業者からの地域密着型通所介護の開設に関わる許認可申請書

別表2 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分		審査請求文書
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	利用者の住所が推測される情報	文書1、文書2-1、文書2-2、文書2-4、文書4-1から文書8まで
	非開示部分2	利用者の氏名	文書2-1から文書2-4まで、文書4-1から文書5まで及び文書8
	非開示部分3	公法人職員の氏名	文書4-1
	非開示部分4	個人の心身に係る情報	文書4-2、文書4-5、文書4-7及び文書5
	非開示部分5	社会福祉士の氏名	文書4-2、文書5及び文書17
	非開示部分6	利用者の電話番号	文書5
	非開示部分7	苦情申出書の内容及び添付資料	文書6及び文書7
	非開示部分8	職員番号	文書10
	非開示部分9	休暇・職免・振替等の種別	文書10
	非開示部分10	嘱託員の氏名	文書11
	非開示部分11	法人担当者の氏名及び電話番号	文書11
	非開示部分12	法人代表者の生年月日	文書12
	非開示部分13	発起人の氏名及び住所	文書13
	非開示部分14	法人役員の住所及び生年月日	文書14
	非開示部分15	貸主の氏名、印影、住所及び印影	文書15
	非開示部分16	連帯保証人の氏名、住所及び電話番号	文書15
	非開示部分17	仲介業者担当者の氏名、資格番号及び印影	文書15
	非開示部分18	管理者に係る情報	文書16、文書17、文書21及び文書29
	非開示部分19	特定事業者従業者の氏名	文書17、文書19及び文書32から文書34まで

旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分20	有資格者証に係る情報	文書18
	非開示部分21	特定事業者従業者の住所 及び印影	文書19
	非開示部分22	写真上の個人の顔	文書24
旧条例第7条 第2項第3号ア	非開示部分23	事業所運営情報	文書2-1から文書2-3まで
	非開示部分24	定款本文	文書13
	非開示部分25	建物賃貸借契約仲介業者 に係る情報及び賃貸借契 約書本文	文書15
	非開示部分26	労働契約日及び契約書本 文	文書19
	非開示部分27	就業規則本文	文書20
	非開示部分28	法人決算報告書の金額及 び本文	文書25
旧条例第7条 第2項第4号	非開示部分29	法人代表者印	文書12、文書15、文書 19、文書27、文書29及び 文書31から文書37まで
	非開示部分30	鍵穴の写真	文書23
旧条例第7条 第2項第3号 ア及び第4号	非開示部分31	預金口座情報	文書15及び文書26
旧条例第7条 第2項第6号	非開示部分32	事業所のヒアリング内容	文書1
	非開示部分33	川崎市の指導方針	文書2-1から文書2-3 まで及び文書3
	非開示部分34	組織内部アドレス	文書9

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	審査請求文書	開示すべき部分
非開示部分1	文書1	「1 送迎について」の3行目の全て
	文書2-1	3行目2文字目から9文字目まで及び17行目の全て
	文書2-2	3行目2文字目から9文字目まで
	文書2-4	3行目2文字目から9文字目まで及び9行目の全て
	文書4-1	「○苦情申立ての件」の3行目から6行目まで及び8行目の全て

非開示部分 1	文書 4 - 2	1 頁目の 3 行目の全て、12行目の 4 文字目から 7 文字目まで、23行目並びに27行目及び29行目の全て並びに 2 頁目の 1 行目の全て、2 行目の20文字目から22文字目まで、3 行目の全て、13行目の30文字目から32文字目まで並びに14行目、15行目及び22行目の全て
	文書 4 - 3	9 行目の37文字目から行末まで、10行目の 1 文字目から14文字目まで、11行目の 4 文字目から30文字目まで、12行目の全て及び14行目の32文字目から39文字目まで
	文書 4 - 4	10行目の全て
	文書 4 - 5	3 行目の全て
	文書 4 - 6	4 行目の全て、12行目の31文字目から33文字目まで並びに14行目及び17行目の全て
	文書 4 - 7	1 頁目の 3 行目の全て、5 行目の 6 文字目から 8 文字目まで及び36文字目から38文字目まで並びに 7 行目、8 行目、10行目及び27行目の全て、2 頁目の26行目の全て並びに 3 頁目の 9 行目の全て
	文書 5	「申立人」欄の 6 文字目から10文字目まで並びに「詳細」欄の 7 行目、11行目、12行目及び28行目の全て
	文書 6	「F A X送信票」の13行目及び14行目の全て
	文書 7	「F A X送信票」の13行目及び14行目の全て
	文書 8	1 頁目の 5 行目の33文字目から40文字目まで並びに 6 行目及び 7 行目の全て並びに 3 頁目の 9 行目の37文字目から行末まで、10行目の 1 文字目から14文字目まで、11行目の 4 文字目から30文字目まで、12行目の全て及び14行目の32文字目から39文字目まで
非開示部分 4	文書 4 - 2	2 頁目の 4 行目の全て及び 9 行目の13文字目から35文字目まで
	文書 4 - 5	5 行目の17文字目から行末まで及び10行目の16文字目から41文字目まで並びに12行目の全て
	文書 4 - 7	1 頁目の 5 行目の10文字目から13文字目まで及び15行目の全て並びに 2 頁目の14行目から16行目まで及び18行目の全て、19行目の 5 文字目から 7 文字目まで並びに20行目、24行目、25行目、29行目及び30行目の全て

非開示部分 4	文書 5	「詳細」欄の29行目から32行目までの全て及び39行目から42行目までの全て
非開示部分23	文書 2 - 1	13行目から15行目までの全て、19行目の全て及び21行目の2文字目から20文字目まで
	文書 2 - 2	9行目から12行目までの全て
	文書 2 - 3	「詳細」欄の4行目から6行目までの全て
非開示部分24	文書13	「第3条」、「第5条」、「第6条」及び「第8条」の全て
非開示部分30	文書23	26番及び27番の写真の全て
非開示部分32	文書 1	「4 運用の変更・改善した場合」の4行目及び5行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年3月31日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年5月6日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年5月10日	・審査請求人から意見書を受理
令和6年8月20日 (第448回第二部会)	・審議
令和6年9月17日 (第449回第二部会)	・審議
令和6年10月28日 (第450回第二部会)	・審議
令和6年11月25日 (第451回第二部会)	・審議